

青色申告を始めましょう！

- 青色申告は、自分の経営を客観的につかむための重要なツールです。青色申告には、**税制上のメリット**もありますので、**早速、取り組んでみましょう。**
- なお、政府の農林水産業・地域の活力創造本部において、青色申告を行っている農業者を対象とした収入保険制度の導入が決定されました。

青色申告を始めるには、まず何をすればいいの？



新たに青色申告を始めるためには、個人の場合、平成29年3月15日までに、最寄りの税務署に「**青色申告承認申請書**」を提出する必要があります。

この申請を行えば、平成29年分の所得から、青色申告を行うことができます(申告時期は平成30年2～3月)。

<青色申告承認申請書の様式>

10900

所得税の青色申告承認申請書

納税地 住所地・ 居所地・ 事業所等 (該当するものを選択してください。)

納税地 (〒 _____) (TEL _____)

上記以外の住所・事業所等 (納税地以外に住所・事業所等がある場合は記載します。)

住所・事業所等 (〒 _____) (TEL _____)

氏名 大正 昭和 平成 年 月 日生

職業 _____

平成 ____ 年分以後の所得税の申告は、青色申告書によりたいので申請します。

1 事業所又は所得の基となる費用の名称及びその所在地 (事業所又は費理の異なるごとに記載します。)

名称 _____ 所在地 _____

2 所得の種類 (該当する事項を選択してください。)

事業所得 不動産所得 山林所得

3 いままでに青色申告承認の取消しを受けたこと又は取りやめをしたことの有無

(1) 有 (取消し・取りやめ) ____ 年 ____ 月 ____ 日 (2) 無

4 本年1月16日以後新たに業務を開始した場合、その開始した年月日 ____ 年 ____ 月 ____ 日

5 相続による事業承継の有無

(1) 有 相続開始年月日 ____ 年 ____ 月 ____ 日 譲渡人の氏名 _____ (2) 無

6 その他参考事項

(1) 簿記方式 (青色申告のための簿記の方法のうち、該当するものを選択してください。)

複式簿記・ 簡易簿記・ その他 (_____)

(2) 備付帳簿名 (青色申告のための備付ける帳簿名を選択してください。)

現金出納帳・ 売掛帳・ 買掛帳・ 賦課帳・ 固定資産台帳・ 現金出納帳・ 手形記入簿
 債権債務記入簿・ 繰上世元簿・ 仕訳簿・ 入金伝票・ 出金伝票・ 簿替伝票・ 現金式簿記帳簿・ その他

(3) その他 _____

〒 _____ (TEL _____)

課税区分	A	B	C
所得額			
所得割			
納税額			

青色申告とは

○「**正規の簿記**」と「**簡易な方式**」があります。

- 正規の簿記は、複式簿記です。
- 簡易な方式は、白色申告にはない現金出納帳等を整備することが必要です。

青色申告の主なメリット

○ **青色申告特別控除**

「**正規の簿記**」の場合は65万円を、「**簡易な方式**」の場合は10万円を所得から控除可能です。

○ **損失の繰越しと繰戻し**

損失額を翌年以後**3年間**(法人は9年間)にわたって繰り越して、各年分の所得から控除可能です。また、繰越しに代えて、**損失額**を前年に繰り戻して、前年分の所得税の還付を受けることも可能です。

※ 帳簿を付けることで、**自らの経営状況をつかみやすくなる**とともに、**金融機関からの信用を得やすい**といった経営上のメリットも出てきます。



問合せ先: 関東農政局茨城県拠点

地方参事官室 029-221-2184

農林水産省

平成28年12月19日版